

様式一覧表

様式番号	様式名称	関連条文	頁
参考様式第2号	農用地等借受希望申込書（農地中間管理事業）	2の(1)	1
参考様式第4号	貸付農用地等に係る賃料等の取り決め確認票	2の(1) Check	3
参考様式第5号	借受希望者の概要（新規就農者）	2の(1) Check	4
参考様式第6号	借受希望者の概要（農業参入企業）	2の(1) Check	5
参考様式第5号と第6号の〈別添参考〉		2の(1) Check	6
参考様式第7号	貸付希望農用地等申出書（農地中間管理事業）	2の(1)	9
参考様式第9号	農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について（依頼）	2の(3)のオ	11
参考様式第10号	農業委員会の意見について（提出）	2の(4)のア 2の(3)のオ	12
参考様式第10-2号	農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト		15
様式第11号	権利の設定等に関する申出書（貸付者→機構→借受者） 「中間管理権の設定関係」 ※農用地利用集積等促進計画	2の(3) 2の(4)のア	18
様式第11-3号	権利の設定等に関する申出書（貸付者→機構） 「中間管理権の設定関係」 ※農用地利用集積等促進計画	2の(3) 2の(4)のア 2の(5)のア	22
様式第11-4号	権利の設定等に関する申出書（機構→借受者） 「賃借権又は使用貸借による権利の設定関係」 ※農用地利用集積等促進計画	2の(3) 2の(4)のア 6	26
様式第12-1号	期間借地同意書（所有者と耕作者に転貸する場合）	2の(2)	30
様式第12-2号	期間借地同意書（耕作者2名に転貸する場合）	2の(2)	31
様式第13号	「賃借権又は使用貸借による権利の移転関係」 農用地利用集積等促進計画（移転）	5	32
様式第13-1号	賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等 様式第13-1号（個人）	2の(4)	36
様式第13-2号	様式第13-2号（農地所有適格法人）		37
様式第13-3号	様式第13-3号（農地所有適格法人以外の法人）		39
様式第14号	農用地利用集積等促進計画（案）の提出について	2の(4)のア	41
様式第15-1号	別添：促進計画の概要 農用地利用集積等促進計画の認可について（事務処理市町へ） 別添：促進計画の概要	2の(4)のウ	43
様式第15-2号	農用地利用集積等促進計画の認可について（県へ）	2の(4)のウ	45
様式第15-3号	農用地利用集積等促進計画の認可について（機構へ）	2の(4)のエ	46
様式第16号	利用状況報告書	3	48
様式第19号	振込指定口座届	2の(4)のア	50
様式第19-2号	賃料金額通知書	4の(2)のア	51
様式第20号	請求書	4の(2)のイ	52

様式番号	様式名称	関連条文	頁
<u>様式第 21 号</u>	農用地等貸借契約延長通知書（貸付者→借受者）		53
<u>様式第 21-1 号</u>	農用地等貸借契約延長通知書（借受者用）	7 の(1)	
<u>様式第 21-2 号</u>	農用地等貸借契約延長通知書（貸付者用）		
<u>様式第 21-3 号</u>	農用地等貸借契約延長に係る申出書について（進達）	7 の(2)	56
様式第 23-1 号	農用地等貸借契約内容変更届（借受者用）	8 の(1) 8 の(4)	57
様式第 23-2 号	農用地等貸借契約内容変更届（貸付者用）	8 の(1)	58
様式第 23-3 号	氏名等変更届	8 の(5)	59
様式第 24 号	農用地等貸借契約の変更に係る申出書について（進達）	8 の(3)	60
様式第 27-1 号	農用地等貸借契約合意解約通知書（借受者用）	9 の(1)のイ 9 の(1)のエ 9 の(2)のア 9 の(2)のイ	61
様式第 27-2 号	農用地等貸借契約合意解約通知書（貸付者用）	9 の(1)のア 9 の(2)のイ 11 の(2)のア 11 の(2)のイ	62
様式第 27-3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書（賃貸借の場合）	9 の(1)のイ 9 の(2)のア	63
様式第 28 号	農用地等貸借契約の合意解約について（進達）	9 の(1)のウ 9 の(2)のウ	64
様式第 29-1 号	貸付予定農地へのご意見について	2 の(3)のカ	65
様式第 29-2 号	利害関係人の意見について（提出）	2 の(3)のカ	67
様式第 30-1 号	特定農作業受委託契約書	2 の(5)のウ	69
様式第 32-1 号	貸借契約名義等変更届 相続発生届_貸付者	11 の(1)	71
様式第 32-2 号	貸借契約名義等変更届 相続発生届_借受者_賃貸借_相続	11 の(2)のア	72
様式第 33 号	貸借契約辞退届 相続発生届_借受者_賃貸借_辞退	11 の(2)のア	73
様式第 34 号	相続発生届 相続発生届_借受者_使用貸借	11 の(2)のイ	74
様式第 35 号	土地附属物に関する確認書	2 の(1)	75
<u>様式第 36 号</u>	確約書	2 の(1)	80

「様式番号」欄の朱書きは、令和 8 年 4 月に変更した様式

「頁」欄の黄色は市町、橙色は農委、黄緑色は管理、緑色は本社が作成する様式

農用地等借受希望申込書(農地中間管理事業)

令和 年 月 日

市町長 様

農地中間管理事業を利用して、農用地等を借り受けたいので、申し出ます。

1 借受希望者の概要

(1) 氏名(法人名・代表者職・氏名)	(フリガナ)				
(2) 住所(法人所在地)	〒				
(3) 連絡先(電話番号、FAX番号)	TEL		携帯番号		
	FAX				
(4) 現在の経営形態等 (該当する場合は✓をつけてください)	<input type="checkbox"/> 認定農業者(個人・法人) <input checked="" type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 新規参入者 (農地を所有しておらず、新たに農業経営を開始する者)			集落営農の場合は ✓をつけてください <input type="checkbox"/> 集落営農法人	
(5) 現在の経営状況 主な栽培品目 (新規参入者は記入不要)	経営状況	所有地(ha)	借受地(ha)	特定農作業委託(ha)	(6)将来的な経営目標面積(ha)
	培主 品な 目裁	主な品目① 面積(ha)		主な品目② 面積(ha)	主な品目③ 面積(ha)
(7) 農業従事年数 (個人:従事年数及び生年月日) (法人:設立年月日)	【個人】農業従事年数: 年 月		生年月日	年 月 日	
	【法人】設立年月: 年 月				
(8) 担い手の位置づけの有無	地域計画	有・無	目標地区の担い手の位置づけ	有・無	
	人・農地プラン	有・無	中心経営体の位置づけ	有・無	プラン地区名

※特定農作業受託 ①主な機関作業を受託し、②収穫物についての販売名義を有し、③販売収入の処分権を有しているもの。

2 借受希望農用地等の内容

整理番号	市町名	区域名	希望区域との関係	種別	借受希望面積(ha)	ほ場条件	借受希望期間年数(時期)	作付け予定作物	借受理由	
			該当する項目に○をつけてください	該当する項目に○をつけてください	機構を通じて借り受けを希望する面積(m ²)	該当する項目に○をつけてください	機構からの貸付期間は原則10年以上となります			
1			希望区域内の農業者	田		ほ場整備済み	10年 (4月~9月)		規模拡大 農地の集約 新規就農 その他(理由)	
			希望区域外の農業者	畑		ほ場整備未整備				8年 (10月~3月)
			新規参入者	どちらでもよい		どちらでもよい	12年			
2			希望区域内の農業者	田		ほ場整備済み			規模拡大 農地の集約 新規就農 その他(理由)	
			希望区域外の農業者	畑		ほ場整備未整備				
			新規参入者	どちらでもよい		どちらでもよい				
3			希望区域内の農業者	田		ほ場整備済み			規模拡大 農地の集約 新規就農 その他(理由)	
			希望区域外の農業者	畑		ほ場整備未整備				
			新規参入者	どちらでもよい		どちらでもよい				

3 その他(要望事項)

(その他希望事項があれば記入してください。 例:有機農業を希望、〇〇集落を希望等)

※(留意事項) 情報提供・兵庫県(市町)ホームページ等での公表について

申込書に記載いただいた情報は、農用地の貸付業務に活用する他、新規就農者の農業経営指導等のために「ひょうご就農支援センター」や行政機関に情報提供する場合があります。	機構が借受希望者に農用地等を貸し付けるために、兵庫県(市町)が行う農用地利用集積等促進計画の公表手続きにあたっては、法令に基づき借受希望者の所在の市町名、氏名および借受希望農用地等が兵庫県(市町)ホームページ等で公表されますのでご承知ください。
---	--

借受希望者希望区域一覧表

市町名	区域 (公募の単位)	区域 番号
神戸市	北区	1
	西区	2
西宮市	(全域)	82
宝塚市	(全域)	3
川西市	(全域)	83
三田市	(全域)	4
猪名川町	(全域)	5
明石市	(全域)	6
加古川市	(全域)	7
高砂市	(全域)	84
稲美町	(全域)	8
播磨町	(全域)	85
西脇市	旧西脇市	9
	旧黒田庄町	10
三木市	旧三木市	11
	旧吉川町	12
小野市	(全域)	13
加西市	(全域)	14
加東市	(全域)	15
多可町	旧中町	16
	旧加美町	17
	旧八千代町	18
姫路市	旧姫路市	19
	旧夢前町	20
	旧香寺町	21
	旧安富町	22
神河町	旧神崎町	23
	旧大河内町	24
市川町	(全域)	25
福崎町	(全域)	26

市町名	区域 (公募の単位)	区域 番号
相生市	(全域)	27
たつの市	旧龍野市	28
	旧新宮町	29
	旧揖保川町	30
	旧御津町	31
赤穂市	(全域)	32
宍粟市	旧山崎町	33
	旧一宮町	34
	旧波賀町	35
	旧千種町	36
太子町	(全域)	37
上郡町	(全域)	38
佐用町	(全域)	39
豊岡市	旧豊岡市	40
	旧城崎町	41
	旧竹野町	42
	旧日高町	43
	旧出石町	44
	旧但東町	45
香美町	旧香住町	46
	旧村岡町	47
	旧美方町	48
新温泉町	旧浜坂町	49
	旧温泉町	50
養父市	旧八鹿町	51
	旧養父町	52
	旧大屋町	53
	旧関宮町	54

市町名	区域 (公募の単位)	区域 番号
朝来市	旧生野町	55
	旧和田山町	56
	旧山東町	57
	旧朝来町	58
丹波篠山市	篠山地区	59
	城東地区	60
	多紀地区	61
	西紀地区	62
	丹南地区	63
丹波市	今田地区	64
	旧柏原町	65
	旧氷上町	66
	旧青垣町	67
	旧春日町	68
洲本市	旧山南町	69
	旧市島町	70
	旧洲本市	71
南あわじ市	旧五色町	72
	旧緑町	73
	旧西淡町	74
	旧三原町	75
淡路市	旧南淡町	76
	旧津名町	77
	旧淡路町	78
	旧北淡町	79
	旧一宮町	80
旧東浦町	81	

合計 38市町・85地区

貸付農用地等に係る賃料等の取り決め確認票

市町名		地区名 (借受希望者名)	
-----	--	-----------------	--

項目	負担区分	金額・積算方法	調整方法
賃料	該当する項目に○を記載 1 使用貸借 2 賃貸借 3 その他（具体的な負担方法を記載）		
水利費	該当する項目に○を記載 1 地権者が負担 2 借受者が負担 3 その他（具体的な負担方法を記載）		
土地改良区賦課金	該当する項目に○を記載 1 地権者が負担 2 借受者が負担 3 その他（具体的な負担方法を記載）		
借受農用地等の畦畔の管理	該当する項目に○を記載 1 地権者が実施 2 借受者が実施 3 その他（具体的な実施方法を記載）		
共有部分の管理 (水路掃除・農道等の草刈り等)	該当する項目に○を記載 1 地権者が実施 2 借受者が実施 3 その他（具体的な実施方法を記載）		

借受希望者の概要（新規就農者）

氏名又は 法人名・代表者名		年齢又は 設立年月日	
住 所	〒		
当該地域で就農にいた るまでの経緯			
技術の習得方法 (就農にいたるまで の研修状況)			
営 農 計 画	(別添参考様式参照)		
販 路 (予定)			
青年就農給付金	<input type="checkbox"/> 給付予定 (年 月から) <input type="checkbox"/> 予定なし		
認定新規就農者	<input type="checkbox"/> 認定予定 (年 月) <input type="checkbox"/> 認定に向けて検討中 <input type="checkbox"/> 予定なし		
普及センター意見			
備 考			

借受希望者の概要（農業参入企業）

法人名・代表者名		設立年月日	
住 所	〒		
企業の概要	★定款及び活動状況がわかる参考資料を添付		
当該地域で就農にいたるまでの経緯			
技術の習得方法			
営農体制	人員 名 （うち農業に常時従事する業務執行役員 名） ★営農体制がわかる資料があれば添付		
営農計画 （経営計画）	(別添参考様式参照)		
機械施設の整備状況 （予定）			
販 路 （予定）			
普及センター意見			
備 考			

4 固定資本装備と減価償却費

作目:

作型:

	種 類	形式・構造	規 模		新調価格 ① (円)	負担根拠	本作目 負担割合 ② (%)	負担価格 ③=①×② :(円)	残存率 ④%	残存価格 ⑤=③×④ :(円)	耐用年数 ⑥(年)	年償却額 ⑦=(③-⑤)/⑥ :(円)	現在価格 ⑧=(③+⑤)/2 :(円)
			(数値)	(単位)									
建 物 ・ 施 設													
	小 計				0			0				0	0
機 械 ・ 器 具													
	小 計				0			0				0	0
小 農 具													
	小 計				0			0				0	0
合 計				0			0				0	0	

貸付希望農用地等申出書(農地中間管理事業)

令和 年 月 日

市町長

様

〒 ー

住所

(フリガナ)

氏名

(署名又は押印)

登記名義人

電話番号

農地中間管理事業を利用して、下記農用地等の貸付をしたいので、申し出ます。なお、承諾事項については、全て同意します。

番号	農用地等の所在地			農用地等の内容							貸付希望条件		
	市町名	大字	小字	地番	登記面積 m ²	取扱面積 ※1 m ²	水張面積 ※2 m ²	登記地目	現況地目 田・畑	ほ場整備の 状況 未・済	現在の 作付作物	賃料 有・無	希望賃料 10a当(円)

※1: 登記簿面積の一部を貸し付ける場合に記入

※2: 賃料の算定面積とする場合に記入

番号	農用地等の状況					農用地等の利用状況 ※4		当該農用地等の貸付に当たり、同意が必要な相続人又は共有者を記載		
	土地改良の賦課金の状況			相続未了の有・無		自作	貸付 現在の耕作者名	相続・共有 の別	氏名	住所
	賦課金名	金額	滞納の有・無	有・無	同意 ※3 可・否					

※3: 相続全員の同意が得られる見込みを記載

※4: 農用地等の利用状況を記載

地域計画の区域	内・外	その他の権利(地上権等)	有・無	有の場合 権利名
---------	-----	--------------	-----	----------

承諾事項

- (1) 申し出のあった農用地等については、市町等が状況(現状、面積、権利関係など)を確認したうえで、借受希望者に情報提供すること。
- (2) 本申出書を提出しても、権利は移動しないため、借受希望者との調整が完了し、公益社団法人ひょうご農林機構(以下、「機構」という。)が所有者から農用地等を借り受けるまで、農用地等の管理は所有者が行うこと。
- (3) 借受希望者が見込まれないもの、農用地等として利用することが著しく困難なものなど、農地中間管理事業を活用できない場合があること。
- (4) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。
- (5) 機構が農用地等を借受ける場合、農用地利用集積等促進計画において、法令に基づき申出者の住所の市町名、氏名および借受農用地等が公表されること。

【留意事項】

- ① 申し出のあった農用地等の借受希望があった場合は、申出者に確認・連絡のうえ、借受希望者との調整に入っていきます。
- ② 農地中間管理事業は、市街化区域外の農用地等が対象です。
- ③ 機構が農用地等を借り受ける期間は、原則10年以上としています。

(参考様式第9号) ※市町から農業委員会に意見書の提出を依頼する場合

令和 年 月 日

〇〇市農業委員会会長（または事務局長） 様

〇〇市長（または〇〇市〇〇課長）

農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について（依頼）

このことについて、別添の農用地利用集積等促進計画案について、公益社団法人ひょうご農林機構への提出にあたり、貴委員会から意見聴取を行いたいので、下記のとおり意見書の提出をお願いします。

記

1 提出様式 参考様式第10号

2 提出期限 令和〇年〇月〇日

3 提出先 〇〇〇〇〇

4 留意事項

- (1) 意見書の作成に当たっては、参考様式第10号の記載内容にご留意願います。
- (2) 貴委員会からの意見書は、市（町）を通じて公益社団法人ひょうご農林機構に提出します。

(参考様式第10号) ※意見がない場合

番 号
令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構理事長 様
(〇〇市(町) 経由)

〇〇市(町) 農業委員会会長

農業委員会の意見について (提出)

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定に基づき下記のとおり提出します。

記

1 農地中間管理権の設定等を受けようとする者
公益社団法人ひょうご農林機構

2 賃借権の設定等を受けようとする者
別添のとおり

3 意見

上述の者が農地中間管理権または賃借権の設定等を受けることについては、異議ありません。

注) 農業委員会は、賃借権の設定等を受けようとする者について、法第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件(①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること、②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、③農地所有適格法人であるか等)等を満たしているかどうかを確認した上で、意見を提出することが適当とされています。

必要に応じて参考様式第10-2号をご活用願います(参考様式第10-2号は機構への提出は不要)。

(参考様式第10号) ※意見がある場合

番 号
令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構理事長 様
(〇〇市(町) 経由)

〇〇市(町) 農業委員会会長

農業委員会の意見について (提出)

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定に基づき下記のとおり提出します。

記

氏名	住所	意見内容

注) 農業委員会は、賃借権の設定等を受けようとする者について、法第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件(①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること、②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、③農地所有適格法人であるか等)等を満たしているかどうかを確認した上で、意見を提出することが適当とされています。

必要に応じて参考様式第10-2号をご活用願います(参考様式第10-2号は機構への提出は不要)。

※農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱

(参考様式第10-2号)

(個人の場合)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト (記載例)

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)	(確認者)
------------------------	-------

認可要件 (農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項)		該当状況 (注 1)	判断理由 (注 2)
第 2 号イ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる	○	・ 賃借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。
第 2 号ロ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる	○	・ 賃借権の設定を受ける者は、農作業を行う必要がある日数(〇〇日)について農作業に従事すると見込まれる。

(注 1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」と記載する。

(注 2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。なお、記載している内容はあくまで例示であり、地域の実態を踏まえて記載すること。

(農地所有適格法人の場合)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト（記載例）

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)	(確認者)
------------------------	-------

認可要件 (農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項)		該当状況 (注 1)	判断理由 (注 2)
第 2 号イ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。

(注 1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」と記載する。

(注 2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。なお、記載している内容はあくまで例示であり、地域の実態を踏まえて記載すること。

(農地所有適格法人以外の法人の場合)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト（記載例）

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)	(確認者)
------------------------	-------

認可要件 (農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項)		該当状況 (注 1)	判断理由 (注 2)
第 2 号イ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる	○	・ 賃借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。
第 3 号イ	権利設定等を受ける者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる	○	・ 賃借権の設定をする土地で〇〇〇の栽培を行うためには、年〇回の地域での話し合い活動への参加が必要であるが、賃借権の設定を受ける者はこれに参加するものと見込まれる。
第 3 号ロ	権利設定等を受ける法人の業務執行役員等のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる	○	・ 業務執行役員である〇〇が、賃借権の設定を受ける法人の行う耕作の事業に常時従事すると見込まれる。

(注 1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」と記載する。

(注 2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。なお、記載している内容はあくまで例示であり、地域の実態を踏まえて記載すること。

■ 農地中間管理権の設定及び賃借権又は使用貸借による権利の設定関係

1 各筆明細

整理番号	権利の設定を受ける者の 氏名又は名称及び住所 (A)			氏名又は名称 (丙) 兵庫 担い手				〒 住 所 電話番号								
	農地中間管理機構の 氏名又は名称及び住所 (B)			氏名又は名称 (乙) 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長				〒 650-0011 住 所 神戸市中央区下山手通 5 丁目 7 番 1 8 号 電話番号 078-361-8114								
	権利を設定する者の 氏名又は名称及び住所 (C)			氏名又は名称 (甲) 兵庫 出し手				〒 住 所 電話番号								
権利を設定する土地 (D)					設定する権利 (E)					権利を設定する土地の (C) 以外の権原者等 (F)				備考		
所 在				現況地 目	面 積 ㎡	種 類	内 容	始 期	存続期間 (終期)	借 賃 円	借賃の支払方法	住 所	氏名又は名称	権原の 種類	賃料単価 円/10a	
市町	大字	字	地番													
1						賃貸借					1月機構に、2月 機構から支払う					
2						賃貸借					1月機構に、2月 機構から支払う					
3						賃貸借					1月機構に、2月 機構から支払う					
				合計												

※機構が15年以上農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者 (丙)	住 所 (同上)	兵庫 担い手	印
権利の設定を受ける者 (乙)	住 所 (同上)	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長	印
権利の設定をする者 (甲)	住 所 (同上)	兵庫 出し手	印
権利を設定する者以外の者で権利を設定する土地につき			
所有権その他の使用収益権を有する者	住 所 (同上)		印

(記載注意事項)

- (1) この各筆明細は、権利の設定の当事者ごとに別葉とする。権利の設定を受ける者が同一で、権利を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (D) 欄は、大字別に記載する。
- (3) (D) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について権利が設定される場合も設定する面積を () 書きで下段に記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (E) 欄の「種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (E) 欄の「内容」は、権利の設定による当該土地の利用目的 (例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地 (畜舎) として利用等) を記載する。
- (6) (E) 欄の「存続期間 (終期)」は、「〇年」又は「〇年〇月〇日まで」と記載する。
- (7) (E) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃 (期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃) の額を記載する。
- (8) (E) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法 (例えば、毎年〇月〇日までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等) を記載する。
- (9) (F) 欄は、(C) 欄の権原者がいないときは記入を要しない。

【出し手(甲)と機構(乙)】

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- 権利の設定
 - 1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この本計画の公告により設定される。
- 借賃の増減額請求
 - 権利を設定する者(以下「甲」という。)及び権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- 借賃の支払方法
 - 乙は、毎年2月中旬に、甲の指定口座に当該年度の借賃年額(4月1日～3月31日)を振り込む。年度途中からの借受けにより借賃の対象期間が1年未満の場合は、借賃年額の対象期間の日数を365で除した率を乗じ、円未満は切り捨てた額とする。ただし、1月から3月の間に権利を設定した場合、初年度分の借賃は翌年度2月中旬に翌年度分の借賃と合わせて振り込む。なお、甲又はその指定口座等に異動があった場合は、乙に届け出るものとする。
- 借賃の改訂
 - 本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
- 借賃の支払猶予
 - 甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- 転賃
 - 乙が当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることができる。
- 借賃の減額
 - 権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

- 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙が修繕又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
- 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。
- 附属物の設置等
 - ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、乙は市町及び農
- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等 (略) (※記載不要)

【機構(乙)と受け手(丙)】

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- 賃貸借又は使用貸借の解除
 - 1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは、解除することができる。
 - ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
 - イ 正当な理由がなく、乙が農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。
 - ウ 農地法第9条の2第2項の規定による通知を受けず、乙が
 - エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他債権に反した行為をしたとき。
 - オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- 借賃の支払猶予
 - 乙は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- 借賃の増減額請求
 - 乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- 借賃の支払方法
 - 丙は、毎年度1月末日までに乙からの請求に基づき、その指定口座に当該年度の借賃年額(4月1日～3月31日)を振り込む。年度途中からの貸付けにより資料の対象期間が1年未満の場合は、借賃年額に対象期間の日数を365で除した率を乗じ、円未満は切り捨てた額とする。ただし、1月から3月の間に権利の設定を受ける者は、翌年度1月末日までに当該年度分と翌年度分の借賃を振り込むものとする。
- 借賃の改訂
 - 本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。
- 遅延損害金
 - ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
 - イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.75パーセントの割合で計算して得た額とする。
- 借賃の減額
 - ア 賃貸借の目的物が農地である場合で、目的物の丙から乙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、乙は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、乙及び丙が協議して定める。
 - イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、丙の責めに帰することができる事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて乙及び丙が協議して定める。
- 転賃又は譲渡
 - 丙は、当該土地について転賃し、又は設定若しくは移転された権利を譲渡してはならない。
- 修繕及び改良
 - ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときは乙又は丙に対して修繕をすることができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙は転借人に対してその費用の償還を請求することができる。
 - イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。
 - ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。
- 附属物の設置等
 - ア 丙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委

- 業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合(譲渡を受けた場合を含む)において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去する義務を負う。
- イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。また、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人は甲に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、乙は甲に対して取去の義務を負わない。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は取去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。
- (12) 租税公課等の負担
 - ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
 - イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。
 - ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、甲が負担する。
 - エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。
- (13) 賃貸借又は使用貸借の解除
 - 乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、権利に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
- (14) 権利の終了
 - ア 天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利は終了する。
 - (15) 当該土地の返還
 - 権利の存続期間が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取り扱いは(11)による)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

- 権利に関する事項の変更の禁止
 - 甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び兵庫県(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務を処理することとされた市町)にあっては、当該市町(以下「事務処理市町」という。))が協議のうえ、真にやむを得ない認められる場合は、この限りでない。
- 権利取得者の責務
 - 乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- (18) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
 - 乙が15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (19) その他
 - 本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び兵庫県(事務処理市町)が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項			
修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項			
賦課金等の種類	負担区分の内容(円)		備考

2月支払

1月支払

- 員会に事前に相談を行い、乙及び土地所有者の同意を得る。また、丙が附属物の設置をした場合(譲渡をした場合を含む)において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、乙は土地所有者に対して取去の義務を負わない。
- イ 乙は、アの同意を行う場合には、事前に丙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、丙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には丙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。
- また、丙が乙及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、乙は土地所有者に対して取去の義務を負わない。
- ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は取去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、丙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
- (11) 租税公課等の負担
 - ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
 - イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。
 - ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、土地所有者が負担する。
 - エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙が負担する。
- (12) 賃貸借又は使用貸借の終了
 - ア 天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (13) 目的物の返還
 - 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は、その終了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いは(10)による)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

- 乙及び丙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び兵庫県(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務を処理することとされた市町)にあっては、当該市町(以下「事務処理市町」という。))が協議のうえ、真にやむを得ない認められる場合は、この限りでない。
- (15) 権利取得者の責務
 - ア 丙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
 - イ 丙は、乙から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、当該土地の利用の状況の報告を求められた場合には、乙に報告しなければならない。
- (18) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
 - 乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (17) その他
 - 本計画に定めのない事項及び本計画に關し疑義が生じたときは、乙、丙及び兵庫県(事務処理市町)が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項			
修繕又は改良の工事名	乙及び丙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考
別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項			
賦課金等の種類	負担区分の内容(円)		備考

■ 農地中間管理権の設定及び賃借権又は使用貸借による権利の設定関係

1 各筆明細

整理番号	権利の設定を受ける者の 氏名又は名称及び住所 (A)				氏名又は名称 (丙) 兵庫 担い手				〒 住 所 電話番号						
	農地中間管理機構の 氏名又は名称及び住所 (B)				氏名又は名称 (乙) 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長				〒 650-0011 住 所 神戸市中央区下山手通 5 丁目 7 番 1 8 号 電話番号 078-361-8114						
	権利を設定する者の 氏名又は名称及び住所 (C)				氏名又は名称 (甲) 兵庫 出し手				〒 住 所 電話番号						
権利を設定する土地 (D)					設定する権利 (E)					権利を設定する土地の (C) 以外の権原者等 (F)				備考	
所 在				現況地 目	面 積 ㎡	種 類	内 容	始 期	存続期間 (終期)	借 賃 円	借賃の支払方法	住 所	氏名又は名称	権原の 種類	賃料単価 円/10a
市町	大字	字	地番												
1						賃貸借					11月機構に、12月 機構から支払う				
2						賃貸借					11月機構に、12月 機構から支払う				
3						賃貸借					11月機構に、12月 機構から支払う				
				合計											

※機構が15年以上農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者 (丙)	住 所 (同上)	兵庫 担い手	印
権利の設定を受ける者 (乙)	住 所 (同上)	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長	印
権利の設定をする者 (甲)	住 所 (同上)	兵庫 出し手	印
権利を設定する者以外の者で権利を設定する土地につき			
所有権その他の使用収益権を有する者	住 所 (同上)		印

(記載注意事項)

- (1) この各筆明細は、権利の設定の当事者ごとに別葉とする。権利の設定を受ける者が同一で、権利を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (D) 欄は、大字別に記載する。
- (3) (D) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について権利が設定される場合も設定する面積を () 書きで下段に記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (E) 欄の「種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (E) 欄の「内容」は、権利の設定による当該土地の利用目的 (例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地 (畜舎) として利用等) を記載する。
- (6) (E) 欄の「存続期間 (終期)」は、「〇年」又は「〇年〇月〇日まで」と記載する。
- (7) (E) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃 (期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃) の額を記載する。
- (8) (E) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法 (例えば、毎年〇月〇日までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等) を記載する。
- (9) (F) 欄は、(C) 欄の権原者がいないときは記入を要しない。

【出し手(甲)と機構(乙)】

2 共通事項
この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 権利の設定
1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この本計画の公告により設定される。
- (2) 借賃の増減額請求
権利を設定する者(以下「甲」という。)及び権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (3) 借賃の支払方法
乙は、毎年度12月中旬に、甲の指定口座に当該年度の借賃年額(4月1日～3月31日)を振り込む。年度途中からの借受けにより借賃の対象期間が1年未満の場合、借賃年額の対象期間の日数を除した率を乗じ、円未満は切り捨てた額とする。
ただし、10月2日から3月の間に権利を設定した場合、初年度分の借賃は翌年度12月中旬に翌年度分の借賃と合わせて振り込む。
なお、甲又はその指定口座等に異動があった場合は、乙に届け出るものとする。
- (4) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
- (5) 借賃の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (6) 転賃
乙が当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることができる。

- (7) 借賃の減額
1 権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。
- イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は転借人の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。
- (8) 境界の明示
甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
- (9) 障害の除去等
甲は、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡す行為は、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- (10) 修繕及び改良
ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。
- (11) 附属物の設置等
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、乙は市町及び農

3 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(略) (※記載不要)

【機構(乙)と受け手(丙)】

2 共通事項
この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 賃貸借又は使用貸借の解除
1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは、解除することができる。
- ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
- イ 正当な理由なく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないうとき。
- ロ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
- エ 正当な理由なく賃料を支払わないうときその他債権に反した行為をしたとき。
- オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (2) 借賃の支払猶予
乙は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (3) 借賃の増減額請求
乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (4) 借賃の支払方法
丙は、毎年度11月末日までに乙からの請求に基づき、その指定口座に当該年度の借賃年額(4月1日～3月31日)を振り込む。年度途中からの貸付けにより賃料の対象期間が1年未満の場合は、借賃年額に対象期間の日数を365で除した率を乗じ、円未満は切り捨てた額とする。
ただし、10月2日から3月の間に権利を設定を受ける者は、翌年度11月末日までに当該年度分と翌年度分の借賃を振り込むものとする。
- (5) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。
- (6) 遅延損害金
ア 丙は、1の各筆明細に定める期日まで借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
- イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.75パーセントの割合で計算して得た額とする。
- (7) 借賃の減額
ア 賃貸借の目的物が農地である場合で、目的物の丙から乙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、乙は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、乙及び丙が協議して定める。
- イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、丙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて乙及び丙が協議して定める。
- (8) 転賃又は譲渡
丙は、当該土地について転賃し、又は設定若しくは移転された権利を譲渡してはならない。
- (9) 修繕及び改良
ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。
- イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。
- (10) 附属物の設置等
ア 丙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委

業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合(譲渡を受けた場合を含む)において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去する義務を負う。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。また、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人は甲に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、乙は甲に対して取去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は取去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

(12) 租税公課等の負担
ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済樹金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、甲が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(13) 賃貸借又は使用貸借の解除
乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、権利に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(14) 権利の終了

- ア 天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利は終了する。
- (15) 当該土地の返還
権利の存続期間が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取り扱いは(11)による)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (16) 乙に権利に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び兵庫県(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務を処理することとされた市町)にあっては、当該市町(以下「事務処理市町」という。))が協議のうえ、真にやむを得ない認められる場合は、この限りでない。
- (17) 権利取得者の義務
乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- (18) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
乙が15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (19) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び兵庫県(事務処理市町)が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容(円)	備考

員会に事前に相談を行い、乙及び土地所有者の同意を得る。また、丙が附属物の設置をした場合(譲渡を受けた場合を含む)において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、乙は土地所有者に対して取去の義務を負わない。

イ 乙は、甲の同意を行う場合には、事前に丙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、丙に対してアの同意を要する旨の通知を行う際(丙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する)。

また、丙が乙及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、乙は土地所有者に対して取去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は取去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、丙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

- (11) 租税公課等の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済樹金及び賦課金は、丙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、土地所有者が負担する。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙が負担する。
- (12) 賃貸借又は使用貸借の終了
天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (13) 目的物の返還
賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は、その終了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いは(10)による)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。
- (14) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
乙及び丙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び兵庫県(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務を処理することとされた市町)にあっては、当該市町(以下「事務処理市町」という。))が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (15) 権利取得者の義務
ア 丙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- イ 丙は、乙から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、当該土地の利用の状況の報告を求められた場合には、乙に報告しなければならない。
- (16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (17) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、乙、丙及び兵庫県(事務処理市町)が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	乙及び丙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容(円)	備考

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

権利を設定する者(以下「甲」という。)及び権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異義を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の支払方法

乙は、毎年度2月中に、甲の指定口座に当該年度の借賃年額(4月1日～3月31日)を振り込む。年度途中からの借受けにより借賃の対象期間が1年未満の場合は、借賃年額の対象期間の日数を365で除した率を乗じ、円未満は切り捨てた額とする。

ただし、1月から3月の間に権利を設定した場合、初年度分の借賃は翌年度2月中に翌年度分の借賃と合わせて振り込む。

なお、甲又はその指定口座等に異動があった場合は、乙に届け出るものとする。

(4) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(5) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(6) 転賃

乙が当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(7) 借賃の減額

ア 権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は転借人の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。

(8) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(9) 障害の除去等

甲は、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(10) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(11) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、乙は市町及び農

業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合(譲渡を受けた場合を含む)において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務を負う。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。また、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

(12) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、甲が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(13) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、権利に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(14) 権利の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利は終了する。

(15) 当該土地の返還

権利の存続期間が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取り扱いについては(11)による)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常理由によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(16) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び兵庫県(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務を処理することとされた市町)にあっては、当該市町(以下「事務処理市町」という。))が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(17) 権利取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(18) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

乙が15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)

第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(19) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び兵庫県(事務処理市町)が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する 支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容(円)	備考

3 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等 (略) (※記載不要)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

権利を設定する者(以下「甲」という。)及び権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異義を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の支払方法

乙は、毎年度12月中に、甲の指定口座に当該年度の借賃年額(4月1日～3月31日)を振り込む。年度途中からの借受けにより借賃の対象期間が1年未満の場合は、借賃年額の対象期間の日数を365で除した率を乗じ、円未満は切り捨てた額とする。

ただし、10月2日 から3月の間に権利を設定した場合、初年度分の借賃は翌年度12月中に翌年度分の借賃と合わせて振り込む。

なお、甲又はその指定口座等に異動があった場合は、乙に届け出るものとする。

(4) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(5) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(6) 転賃

乙が当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(7) 借賃の減額

ア 権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は転借人の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。

(8) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(9) 障害の除去等

甲は、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(10) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(11) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、乙は市町及び農

業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合(譲渡を受けた場合を含む)において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務を負う。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。また、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

(12) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、甲が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(13) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、権利に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(14) 権利の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利は終了する。

(15) 当該土地の返還

権利の存続期間が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取り扱いについては(11)による)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常理由によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(16) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び兵庫県(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務を処理することとされた市町)にあっては、当該市町(以下「事務処理市町」という。))が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(17) 権利取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(18) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

乙が15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)

第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(19) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び兵庫県(事務処理市町)が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する 支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容(円)	備考

3 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等 (略) (※記載不要)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃貸借又は使用貸借の解除

1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「甲」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「乙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは、解除することができる。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。

エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、賃借権の設定等を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の増減額請求

甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 借賃の支払方法

乙は、毎年度1月末日までに甲からの請求に基づき、その指定口座に当該年度の借賃年額(4月1日～3月31日)を振り込む。年度途中からの貸付けにより賃料の対象期間が1年未満の場合は、借賃年額に対象期間の日数を365で除した率を乗じ、円未満は切り捨てた額とする。ただし、1月から3月の間に権利の設定を受ける者は、翌年度1月末日までに当該年度分と翌年度分の借賃を振り込むものとする。

(5) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(6) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.75パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 借賃の減額

ア 賃貸借の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。

(8) 転貸又は譲渡

乙は、当該土地について転貸し、又は設定若しくは移転された権利を譲渡してはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委

員会に事前に相談を行い、甲及び土地所有者の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合(譲渡を受けた場合を含む)において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。

イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。

また、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

(11) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、土地所有者が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

(12) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(13) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いについては(10)による。)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(14) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び兵庫県(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務を処理することとされた市町)にあっては、当該市町(以下「事務処理市町」という。))が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(15) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、甲から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、当該土地の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。

(16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(17) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び兵庫県(事務処理市町)が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容(円)	備考

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃貸借又は使用貸借の解除

1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「甲」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「乙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは、解除することができる。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。

エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、賃借権の設定等を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の増減額請求

甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 借賃の支払方法

乙は、毎年度11月末日までに甲からの請求に基づき、その指定口座に当該年度の借賃年額(4月1日～3月31日)を振り込む。年度途中からの貸付けにより賃料の対象期間が1年未満の場合は、借賃年額に対象期間の日数を365で除した率を乗じ、円未満は切り捨てた額とする。

ただし、10月2日から3月の間に権利の設定を受ける者は、翌年度11月末日までに当該年度分と翌年度分の借賃を振り込むものとする。

(5) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(6) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.75パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 借賃の減額

ア 賃貸借の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。

(8) 転貸又は譲渡

乙は、当該土地について転貸し、又は設定若しくは移転された権利を譲渡してはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委

員会に事前に相談を行い、甲及び土地所有者の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合(譲渡を受けた場合を含む)において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。

イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。

また、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

(11) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、土地所有者が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

(12) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(13) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いについては(10)による。)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(14) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び兵庫県(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務を処理することとされた市町)にあっては、当該市町(以下「事務処理市町」という。))が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(15) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、甲から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、当該土地の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。

(16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(17) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び兵庫県(事務処理市町)が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容(円)	備考

期間借地同意書

令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構 理事長様

貸付者兼借受者 住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

(地権者兼耕作者) 氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)

借受者 ※氏名は自署又は記名押印とする

(耕作者) 住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)

※氏名は自署又は記名押印とする

私たちは、機構から以下の内容により、農用地の利用時期を分割して権利の設定をすることに同意します。

なお、賃料、引き渡しが遅延した場合の措置など、当該権利設定から生じる問題は、耕作者間で協議して解決することとします。

また、借受者の一方が止むを得ない理由により解約し、新たな耕作者が見つからない場合は、借受者両者とも解約することとします。

1 対象農用地の所在及び面積等

市町	大字	字	地番	地目	面積
合 計				筆	m ²

2 権利の設定期間中の利用期間

地権者兼耕作者の利用期間

月 日 ~ 月 日

耕作者の利用期間

月 日 ~ 月 日

3 毎年の農用地の利用交替時における状態に関する特約

〈記載例〉 作物残渣を漉き込み後に引き渡しをする

期間借地同意書

令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構 理事長様

借受者 住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 (耕作者①) _____
 氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名) _____

 ※氏名は自署又は記名押印とする

借受者 住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
 (耕作者②) _____
 氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名) _____

 ※氏名は自署又は記名押印とする

私たちは、機構から以下の内容により、農用地の利用時期を分割して権利の設定をすることに同意します。

なお、賃料、引き渡しが遅延した場合の措置など、当該権利設定から生じる問題は、耕作者間で協議して解決することとします。

また、借受者の一方が止むを得ない理由により解約し、新たな耕作者が見つからない場合は、借受者両者とも解約することとします。

1 対象農用地の所在及び面積等

市町	大字	字	地番	地目	面積
合 計				筆	m ²

2 権利の設定期間中の利用期間

耕作者①の利用期間

月 日 ~ 月 日

耕作者②の利用期間

月 日 ~ 月 日

3 毎年の農用地の利用交替時における状態に関する特約

〈記載例〉 作物残渣を漉き込み後に引き渡しをする

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定又は移転される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「甲」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「乙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。

エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の増減額請求

甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 借賃の支払方法

乙は、毎年度1月末日までに甲からの請求に基づき、その指定口座に当該年度の借賃年額(4月1日～3月31日)を振り込む。年度途中からの貸付けにより賃料の対象期間が1年未満の場合は、借賃年額に対象期間の日数を365で除した率を乗じ、円未満は切り捨てた額とする。

ただし、1月から3月の間に権利の設定を受ける者は、翌年度1月末日までに当該年度分と翌年度分の借賃を振り込むものとする。

(5) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(6) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.75パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 借賃の減額

ア 賃貸借の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。

(8) 転貸又は譲渡

乙は、当該土地について転貸し、又は設定若しくは移転された権利を譲渡してはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委

員会に事前に相談を行い、甲及び土地所有者の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合(譲渡を受けた場合を含む)において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。

イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。

また、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

(11) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、土地所有者が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

(12) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(13) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いについては(10)による。)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(14) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び兵庫庫庫(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫庫庫条例第53号)の規定により、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務を処理することとされた市町にあっては、当該市町(以下「事務処理市町」という。))が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(15) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、甲から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、当該土地の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。

(16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(17) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び兵庫庫庫(事務処理市町)が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容(円)	備考

■ 賃借権又は使用貸借による権利の移転関係

1 各筆明細

整理番号	権利の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)			氏名又は名称 (乙)				〒 住所 電話番号											
	権利を移転する者の氏名又は名称及び住所 (B)			氏名又は名称				〒 住所 電話番号											
権利を移転する土地 (C)					現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者 (D)			移転する権利 (E)						権利を移転する土地の (B) 及び農地中間管理機構以外の権原者等 (F)				備考	
所在				現況地目	面積 m ²	氏名又は名称	住所	種類	内容	移転の時期	残存期間 (終期)	借賃 円	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	賃料単価 円/10a		
市町	大字	字	地番																
				合計															

※機構が15年以上農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

この計画に同意する。 権利の設定を受ける者 (乙) 住 所 (同上) 印

権利の移転をする者 住 所 (同上) 印

農地中間管理機構 (甲) 住 所 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 多田 勝利 印

(記載注意事項) (1) この各筆明細は、権利の設定の当事者ごとに別葉とする。権利の設定を受ける者が同一で、権利を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
 (2) (C) 欄は、大字別に記載する。
 (3) (C) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について権利が設定される場合も設定する面積を () 書きで下段に記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
 (4) (E) 欄の「種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載する。
 (5) (E) 欄の「内容」は、権利の設定による当該土地の利用目的 (例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地 (畜舎) として利用等) を記載する。
 (6) (E) 欄の「残存期間 (終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載する。
 (7) (E) 欄の「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。
 (8) (E) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法 (例えば、毎年〇月〇〇日までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等) を記載する。

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定又は移転される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「甲」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「乙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。

エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の増減額請求

甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 借賃の支払方法

乙は、毎年度11月末日までに甲からの請求に基づき、その指定口座に当該年度の借賃年額(4月1日～3月31日)を振り込む。年度途中からの貸付けにより賃料の対象期間が1年未満の場合は、借賃年額に対象期間の日数を365で除した率を乗じ、円未満は切り捨てた額とする。

ただし、10月2日から3月の間に権利の設定を受ける者は、翌年度11月末日までに当該年度分と翌年度分の借賃を振り込むものとする。

(5) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(6) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.75パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 借賃の減額

ア 賃貸借の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。

(8) 転貸又は譲渡

乙は、当該土地について転貸し、又は設定若しくは移転された権利を譲渡してはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委

員会に事前に相談を行い、甲及び土地所有者の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合(譲渡を受けた場合を含む)において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。

イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。

また、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

(11) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、土地所有者が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

(12) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(13) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いについては(10)による。)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(14) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び兵庫庫庫(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫庫条例第53号)の規定により、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務を処理することとされた市町にあっては、当該市町(以下「事務処理市町」という。))が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(15) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、甲から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、当該土地の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。

(16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(17) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び兵庫庫庫(事務処理市町)が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容(円)	備考

様式第13-1号

【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人)

整理番号	氏名又は名称		年齢	農作業従事日数		賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育の状況(E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況(F)		
賃借権の設定等を受ける土地の面積(A)	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B)		賃借権の設定等を受ける者の主たる生産作物(C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)			種類	数量	種類	数量
	世帯員	農業従事者(うち15歳以上65歳未満の者)		雇用労働力(年間延べ労働日数)						
農地	m ²	農地	m ²	人	主たる従事者		人	人日		
採草放牧地	m ²	採草放牧地	m ²		主として農業に従事する者	人				
その他	m ²				その他の従事者	主として農業に従事する者				
農作業に従事する者の配置の状況(G)				周辺地域との関係						
市町	氏名	住所地、拠点となる場所等		賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(H)						
				次の事項のうち該当するものを□で囲むこと。 ①地域の水利調整への参加 □参加 □不参加 □該当なし ②農薬の使用状態 □農薬使用 □減農薬 □無農薬 ③地域の共同防除活動への参加 □参加 □不参加 □該当なし ④遺伝子組換え作物の栽培予定 □あり □なし ⑤その他(具体的に記入) ()						
農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守をしていることを申告します。署名_____										

(記載注意)

- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (C)欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (D)欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「その他の従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。
- (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」欄には、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する(隣接市町などで配置が同じ場合は、該当する市町名を列記する。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。
- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地台帳により整理されている場合には、農地台帳番号〇〇、氏名又は名称、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。

様式第13-2号

【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(農地所有適格法人)

整理番号		農地所有適格法人の名称		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況 (G)									
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		事業の種類				種類	数量	種類	数量								
				農畜産物名		関連事業の内容						左記以外の事業内容							
				現在															
農地		農地		事業の実施状況及び事業計画															
				農業		左記以外の事業													
採草放牧地		採草放牧地		3年前															
その他		採草放牧地		2年前															
				1年前															
				初年度															
				2年目															
				3年目															
賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)						賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員等の状況 (E)													
氏名・名称		農業関係者		議決権又は株式の数		法人への農地等の権利設定等		年間農業従事日数		氏名		住所		年間農業従事日数					
		株式総会	種類株式総会	権利の種類	面積	前年実績	見込み	前年実績	見込み					前年実績	見込み				
					m ²														
					m ²														
					m ²														
					m ²														
					m ²														
雇用労働力 (年間延日数)				人日															
農作業に従事する者の配置の状況 (H)						周辺地域との関係													
市町		氏名		住所地、拠点となる場所等		賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)													
						次の事項のうち該当するものを□で囲むこと。 ①地域の水利調整への参加 参加 不参加 該当なし ②農薬の使用状態 農薬使用 減農薬 無農薬 ③地域の共同防除活動への参加 参加 不参加 該当なし ④遺伝子組換え作物の栽培予定 あり なし ⑤その他 (具体的に記入) ()													
農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守をしていることを申告します。署名 _____																			

- (記載注意)
- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
 - (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
 - (3) (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
 - (4) (C)欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
 - (5) (C)欄の「権利取得を受けた後」欄には、権利取得等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
 - (6) (C)欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
 - (7) (D)欄の「農業関係者」欄には、当該構成員が農業関係者である場合に「○」を記載する。
 - (8) (D)欄の「議決権又は株式の数」欄には、総議決権に占める農業関係者の割合(議決権のあるものに限る。)を記載する。なお、「種類株式会社総会」の欄には、会社法(平成17年法律第86号)第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載する。
 - (9) (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
 - (10) (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
 - (11) (E)欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
 - (12) (E)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
 - (13) (E)欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。
 - (14) (H)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」欄には、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する(隣接市町などで配置が同じ場合は、該当する市町名を列記する。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。

- (5) (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (6) (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」欄には、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する（隣接市町などで配置が同じ場合は、該当する市町名を列記する。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。

様式第14号 (地域計画区域外の場合)

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構理事長 様

市町長

農用地利用集積等促進計画 (案) の提出について

このことについて、下記の区域において農地中間管理事業を実施することが適当と認められるので、別添のとおり農用地利用集積等促進計画 (案) を提出します。

記

1 対象区域

2 添付資料

農業委員会からの意見書

様式第14号 (地域計画区域内の場合)

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構理事長 様

市町長

農用地利用集積等促進計画（案）の提出について

このことについて、下記の区域において地域計画の達成に資するため、別添のとおり農用地利用集積等促進計画（案）を提出します。

記

1 対象区域（地域計画名）

2 添付資料

農業委員会からの意見書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

〇 〇 市 町 長 様

公益社団法人ひょうご農林機構
理事長 〇 〇 〇 〇
(〇〇農地管理事務所)

農用地利用集積等促進計画の認可について (申請)

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）
第18条第1項の規定により、別添のとおり農用地利用集積等促進計画を定めましたので、
認可申請します。

農用地利用集積等促進計画の概要

①新規設定【所有者⇒機構⇒借受者】

	農地中間管理権の設定をする者		農地中間管理権の設定をする土地			賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地			賃借権の設定等を行う期間	
	氏名又は名称	住 所	(筆数が2以上の場合は代表1筆)	筆数	面積(m ²)	氏名又は名称	住 所	(筆数が2以上の場合は代表1筆)	筆数	面積(m ²)	始期	終期
令和〇年度第〇〇号	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇市〇〇町〇〇字〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇市〇〇町〇〇字〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇による公告日 (令和〇年〇月〇〇日予定)	令和〇年〇月〇〇日

②移転・再設定等【現借受者⇒借受者・機構⇒借受者】

	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地			賃借権の設定等を行う期間	
	氏名又は名称	住 所	(筆数が2以上の場合は代表1筆)	筆数	面積(m ²)	始期	終期
令和〇年度第〇〇号	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇市〇〇町〇〇字〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇による公告日 (令和〇年〇月〇〇日予定)	令和〇年〇月〇 〇日

③農地中間管理権設定【所有者⇒機構】

	の農地中間管理権の設定をする者		農地中間管理権の設定をする土地			農地中間管理権の設定を行う期間	
	氏名又は名称	住 所	(筆数が2以上の場合は代表1筆)	筆数	面積(m ²)	始期	終期
令和〇年度第〇〇号	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇市〇〇町〇〇字〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇による公告日 (令和〇年〇月〇〇日予定)	令和〇年〇月〇 〇日

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

兵庫県知事 様

公益社団法人ひょうご農林機構
理事長 ○ ○ ○ ○

農用地利用集積等促進計画の認可について (申請)

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定により、別添のとおり農用地利用集積等促進計画を定めましたので、認可申請します。

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 様
(○○農地管理事務所)

○ ○ 市 町 長

農用地利用集積等促進計画の認可について

令和 年 月 日付け第 号で、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき申請のあった標記の件については、別紙に記載の農用地利用集積等促進計画について同条第5項各号に該当することから、認可します。

記

- 1 今回認可した農用地利用集積等促進計画の概要
別紙のとおり
- 2 認可日 令和 年 月 日

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

兵庫県知事

農用地利用集積等促進計画の認可について

令和 年 月 日付け第 号で、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき申請のあった標記の件については、別紙に記載の農用地利用集積等促進計画について同条第5項各号に該当することから、認可します。

記

- 1 今回認可した農用地利用集積等促進計画の概要
別紙のとおり
- 2 認可日 令和 年 月 日

利用状況報告書

令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構理事長 様

報告者（賃借権の設定等を受けた者）
住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあっては名称及び代表者職氏名）

.....
電話番号

.....
※氏名は自署又は記名押印とする

農地中間管理事業の推進に関する法律第21条に基づき、貴機構から借り受けている農用地等の利用状況を下記のとおり報告します。

記

1 機構から借り受けした農用地等の作付状況

農用地等の所在地					面積 (㎡)	借受 開始日	借受 終了日	作付 作物名
市町名	大字	字	地番	地目				

※記載欄が不足する場合は別葉とすること

2 機構から借り受けた農用地等での作物別の作付面積、生産数量

作物名	作付面積 (㎡)	生産数量 (kg)

※1で記載した作付作物毎に記載すること（記載欄が不足する場合は別葉とすること）

【以下、法第 18 条第 5 項第 3 号に規定する者は報告すること】

3 周辺の農用地等の農業上の利用に影響を及ぼしている影響

賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを○で囲むこと。

- | | | | |
|------------------|------|-----|------|
| ① 地域の水利調整への参加： | 参加 | 不参加 | 該当なし |
| ② 農薬の使用状態： | 農薬使用 | 減農薬 | 無農薬 |
| ③ 地域の共同防除活動への参加： | 参加 | 不参加 | 該当なし |
| ④ 遺伝子組替え作物の栽培予定： | あり | なし | |
| ⑤ その他（具体的に記入）（ | | | ） |

4 地域農業における他の農業者との役割分担について、該当する項目に○を印すこと

	地域農業の維持発展に関する話し合い活動に参加した。
	借り受けた農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取り決めを遵守した。
	鳥獣害被害対策への協力を行った。
	（その他の状況）

5 その法人の業務執行役員等（農地法第 3 条第 3 項第 3 号）のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数

添付書類 定款又は寄附行為の写し

振込指定口座届

私が貴機構に貸し付けた農地の賃料については、下記の口座に振り込んでください。

令和 年 月 日

公益社団法人 ひょうご農林機構理事長 様
様

土地所有者 住所

氏名

印

※氏名は、自署又は記名押印とする

記

振込先口座

振込指定金融機関名	預金種別	口座番号	(フリガナ)
			口座名義
支(所)店	普通		
(ゆうちょ銀行の場合)	当座		
店名	貯蓄		

※預金種別は○をつけてください。

※ゆうちょ銀行の場合、通帳の銀行使用欄に記載された店名（漢数字三桁）、口座番号をご記入ください。

賃料金額通知書

様

公益社団法人 ひょうご農林機構
理事長

当機構が借り受けた農用地等の賃料については、以下のとおりです。

- 1 借り受けた農用地等 別紙のとおり
- 2 賃料年額 円
- 3 支払時期 下表の各年度 月
- 4 各年度の賃料金額

年度	対 象 期 間	金額 (円)
	年 月 日～ 年 月 日	
～	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	

請 求 書

金 _____ 円

ただし、下記の農用地利用配分計画等に係る令和 _____ 年度分の賃料について上記のとおり請求します。

[振込期限 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日]

1 農用地利用配分計画

年度	番号	金 額

2 農用地利用集積計画

市 町	公告年月日	金 額

3 農用地利用集積等促進計画

市 町	公告年月日	金 額

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様

公益社団法人 ひょうご農林機構
理事長 印

振込先

振込指定金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義

農用地等貸借契約延長通知書

農業委員会経由印
欄

市町受付印欄

兵庫県知事様 () 市(町)長様

貸付者、借受者、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画に係る農地の貸借の契約延長について合意しましたので、以下のとおり通知します。

■契約延長する農用地利用集積等促進計画 (令和 年度 号)() 市(町) 令和 年度 月公告)

本様式は一の計画ごとに記載すること。

借受者(A) 住所
氏名又は名称
及び代表者職氏名 氏名は自署又は
記名押印とする

農地中間
管理機構 住所 神戸市中央区下山手通5-7-18
氏名又は名称 公益社団法人ひょうご農林機構 ⑩
及び代表者職氏名 理事長

貸付者(B) 住所
氏名又は名称 氏名は自署又は
及び代表者職氏名 記名押印とする

権利設定を延長する土地			延長内容						権利設定を延長する土地の (B)以外の権原者等			備考		
所 在			現況地目	面積 m ²	種類	内容	延長前の 存続期間 (終期)	延長後の 存続期間 (終期)	借 賃 円	住所	氏名 又は名称	権原の 種類	賃料単価 円/10a	
大字	字	地番												
			合計											

農用地等貸借契約延長通知書

農業委員会経由印
欄

市町受付印欄

兵庫県知事様 (市(町)長様)

貸付者、借受者は、農用地利用集積等促進計画に係る農地の貸借の契約延長について合意しましたので、以下のとおり通知します。

■契約延長する農用地利用集積等促進計画 (令和 年度 号)(市(町) 令和 年度 月公告)

本様式は一の計画ごとに記載すること。

借受者(A) 住所

氏名又は名称
及び代表者職氏名

氏名は自署又は
記名押印とする

貸付者(B) 住所

神戸市中央区下山手通5-7-18

氏名又は名称
及び代表者職氏名

公益社団法人ひょうご農林機構 印
理事長

権利設定を延長する土地			延長内容						権利設定を延長する土地の (B)以外の権原者等			備考		
所 在			現況地目	面積 m ²	種類	内容	延長前の 存続期間 (終期)	延長後の 存続期間 (終期)	借 賃 円	住所	氏名 又は名称	権原の 種類	賃料単価 円/10a	
大字	字	地番												
			合計											

農用地等貸借契約延長通知書

農業委員会経由印
欄

市町受付印欄

兵庫県知事様 (市(町)長様)

貸付者、借受者は、農用地利用集積等促進計画に係る農地の貸借の契約延長について合意しましたので、以下のとおり通知します。

■契約延長する農用地利用集積等促進計画 (令和 年度 号)(市(町) 令和 年度 月公告)

本様式は一の計画ごとに記載すること。

借受者(A) 住所 神戸市中央区下山手通5-7-18
氏名又は名称 公益社団法人ひょうご農林機構 ⑩
及び代表者職氏名 理事長

貸付者(B) 住所
氏名又は名称 氏名は自署又は
及び代表者職氏名 記名押印とする

権利設定を延長する土地			延長内容						権利設定を延長する土地の (B)以外の権原者等			備考		
所 在			現況地目	面積 m ²	種類	内容	延長前の 存続期間 (終期)	延長後の 存続期間 (終期)	借 賃 円	住所	氏名 又は名称	権原の 種類	賃料単価 円/10a	
大字	字	地番												
			合計											

様式第21－3号(農地管理事務所→本社)

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

農地対策部長様

〇〇農地管理事務所長

農用地等貸借契約延長に係る申出書について (進達)

このことについて、別添のとおり農用地等貸借契約延長に係る申し出があり、内容確認した結果、当該農用地利用集積等促進計画の貸付者及び借受者等の変更が無かったので提出します。

農用地等貸借契約内容変更届

令和 年 月 日

(農用地利用集積等促進計画の場合)

兵庫県知事 様 (.....市(町)長 様)

(農用地利用配分計画の場合)

兵庫県知事 様

(農用地利用集積計画の場合)

.....市(町)長 様

貸付者 住所.....

公益社団法人ひょうご農林機構

理事長.....印

借受者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

.....
氏名(法人にあつては名称及び代表者職氏名)

.....
※氏名は自署又は記名押印とする

貸付者及び借受者は、下記1の計画により賃借権の設定等を行った農用地等についての貸借契約を下記2の内容に変更することに合意したので届け出ます。

記

1 変更対象計画 (※該当する計画について、□にチェックしてください。なお、本様式は一の計画ごとに記載すること。)

- 農用地利用集積等促進計画 (.....年度.....号)
(.....市(町).....年度.....月公告)
- 農用地利用集積計画 (.....市(町).....年度.....月公告)
- 農用地利用配分計画 (.....年度.....号)

2 変更内容

以下の農用地等について(利用権の種類、内容、存続期間、借賃の額、借賃の支払い方法、土地の表示、貸付面積)を変更する。

土地の表示				現況地目	変更内容(※)	
市町	大字	字	地番		変更前	変更後

※変更内容欄は変更する内容の変更前後の内容を記載する。

3 変更理由

4 当該年度の借賃の扱い (※ 借賃を変更する場合に、変更する期日、当該年度の賃料は発生しないなどの取り決めについて記載すること。)

5 その他この合意書に定めのない事項については、貸付者・借受者協議により定めるものとする。

農用地等貸借契約内容変更届

令和 年 月 日

(農用地利用集積等促進計画の場合)

兵庫県知事 様 (.....市 (町) 長 様)

(農用地利用集積計画の場合)

.....市 (町) 長 様

貸付者 住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人にあっては名称及び代表者職氏名)

.....
※氏名は自署又は記名押印とする

借受者 住所.....

公益社団法人ひょうご農林機構

理事長.....印

貸付者及び借受者は、下記1の計画により貸借権の設定等を行った農用地等についての貸借契約を下記2の内容に変更することに合意したので届け出ます。

記

1 変更対象計画 (※該当する計画について、□にチェックしてください。なお、本様式は一の計画ごとに記載すること。)

農用地利用集積等促進計画 (.....年度.....号)

(.....市 (町)年度.....月公告)

農用地利用集積計画 (.....市 (町)年度.....月公告)

2 変更内容

以下の農用地等について (利用権の種類、内容、存続期間、借賃の額、借賃の支払い方法、土地の表示、貸付面積) を変更する。

土地の表示				現況地目	変更内容 (※)	
市町	大字	字	地番		変更前	変更後

※変更内容欄は変更する内容の変更前後の内容を記載する。

3 変更理由

4 当該年度の借賃の扱い (※ 借賃を変更する場合に、変更する期日、当該年度の賃料は発生しないなどの取り決めについて記載すること。)

5 その他この合意書に定めのない事項については、貸付者・借受者協議により定めるものとする。

氏名等変更届

令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構理事長 様

届出者 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
〒

氏名（法人にあっては名称及び代表者職氏名）

電話番号

※氏名は自署又は記名押印とする

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 （借受者の場合） 農用地利用配分計画 _____年度_____号

農用地利用配分計画（農用地利用集積等促進計画）によらずに権利設定を行った場合
農用地利用集積計画 _____年度〇〇市町

農用地利用集積等促進計画 _____年度_____号
_____年度〇〇市町

2 変更項目（次の(1)～(5)のいずれかに○してください）

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 法人代表者
- (4) 指定口座
- (5) その他

3 変更内容（氏名の場合はふりがなも記載）

変更前	
変更後	

4 変更年月日

5 添付書類（いずれも変更の事実がわかるもの）

- (1) 氏名又は名称 （個人）戸籍謄（抄）本
（法人）登記簿謄（抄）本（履歴事項証明書）
- (2) 住所又は所在地（個人）住民票の写し又は運転免許証の写し（表、裏面とも）
（法人）登記簿謄（抄）本（履歴事項証明書）
- (3) 法人代表者 登記簿謄（抄）本（履歴事項証明書）

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

農地対策部長 様

〇〇農地管理事務所長

農用地等貸借契約の変更に係る申出書について（進達）

このことについて、別添のとおり農用地等貸借契約の変更に係る申出書の提出がありました。

農用地等貸借契約合意解約通知書

令和 年 月 日

(農用地利用集積等促進計画の場合)

兵庫県知事 様 (.....市(町)長 様)

(農用地利用配分計画の場合)

兵庫県知事 様

(農用地利用集積計画の場合)

.....市(町)農業委員会会長 様

貸付者 住所.....

公益社団法人ひょうご農林機構

理事長.....印

借受者 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)

.....
氏名(法人にあっては名称及び代表者職氏名)

.....
※氏名は自署又は記名押印とする

貸付者及び借受者は、下記1の計画に係る農地の貸借の解約について合意しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 解約対象計画 (※該当する計画について、□にチェックしてください。なお、本様式は一の計画ごとに記載すること。)

- 農用地利用集積等促進計画 (.....年度.....号)
(.....市(町).....年度.....月公告)
- 農用地利用集積計画 (.....市(町).....年度.....月公告)
- 農用地利用配分計画 (.....年度.....号)

2 合意により貸借を解約した土地

土地の表示				地目	面積
市町	大字	字	地番		

3 解約の内容

- (1) 合意の日 令和 年 月 日
- (2) 解約の日 令和 年 月 日
- (3) 土地引渡の時期 令和 年 月 日

4 解約年度の賃料の取扱い (※使用貸借の場合は記載不要。当該年度の賃料は発生しない、○月○日までの賃料は支払うなどの取り決めについて記載すること。)

5 解約の理由

農用地等貸借契約合意解約通知書

令和 年 月 日

(農用地利用集積等促進計画の場合)

兵庫県知事 様 (.....市(町)長 様)

(農用地利用集積計画の場合)

.....市(町)農業委員会会長 様

貸付者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

.....
氏名(法人にあつては名称及び代表者職氏名)

.....
※氏名は自署又は記名押印とする

借受者 住所.....

公益社団法人ひょうご農林機構

理事長.....印

貸付者及び借受者は、下記1の計画に係る農地の貸借の解約について合意しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 解約対象計画 (※該当する計画について、□にチェックしてください。なお、本様式は一の計画ごとに記載すること。)

- 農用地利用集積等促進計画 (.....年度.....号)
(.....市(町).....年度.....月公告)
- 農用地利用集積計画 (.....市(町).....年度.....月公告)

2 合意により貸借を解約した土地

土地の表示				地目	面積
市町	大字	字	地番		

3 解約の内容

- (1) 合意の日 令和 年 月 日
- (2) 解約の日 令和 年 月 日
- (3) 土地引渡の時期 令和 年 月 日

4 解約年度の賃料の取扱い (※使用貸借の場合は記載不要。当該年度の賃料は発生しない、○月○日までの賃料は支払うなどの取り決めについて記載すること。)

5 解約の理由

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

令和 年 月 日

(あて先) ○○農業委員会会長 様

貸付者 (以下「甲」という。)

(住所)

公益社団法人ひょうご農林機構

理事長 ○○ ○○

印

借受者 (以下「乙」という。)

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)

※氏名は自署又は記名押印とする

別添「農用地等賃貸借合意解約通知書 (写)」のとおり賃貸借の合意解約をしたので、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定により通知します。

(公 印 省 略)
番 号
令和 年 月 日

農地対策部長 様

〇〇農地管理事務所長

農用地等貸借契約の合意解約について (進達)

このことについて、別添のとおり農用地等貸借契約の合意解約に係る申し出がありました。

借受または貸付予定農地へのご意見について

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、利害関係人の意見についての募集を行います。

意見を提出しようとする方は、住所、氏名、年齢及び貸付予定農地についての意見を、できるだけ具体的に記載したものを次の提出先に提出（電子メール）してください。

意見は貸付予定農地の再配分の参考とさせていただくとともに、県知事又は市町長への認可申請の際に添付させていただくことがあります。

●今回の借受または貸付予定農地について

別添「借受または貸付予定農地一覧」

●意見募集期間

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ） 8日間

●意見提出方法

電子メールにてご提出お願いします

E-メール：nouchi@forest-hyogo.jp

●お問い合わせ

部署名：公益社団法人ひょうご農林機構 農地対策部 農地活用課

電 話：078-361-8114

FAX：078-361-8128

借受または貸付予定農地一覧

令和 年 月 日

記入例

番号	市町名	地区名	貸借権の設定等をおこなう農地* (筆数が2以上の場合は代表1筆)	筆数	面積	貸付予定 期間
1	加古川市	神野町 西条	加古川市神野町西条字溝口111-1他		30,000 m ²	10年
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※ほかの筆の地番等の情報については、農地対策部農地活用課にお問い合わせください

利害関係人からの
意見が有る場合

令和 年 月 日

各農地管理事務所長 様

理事長 ○ ○ ○ ○

利害関係人の意見について（提出）

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）
第18条第3項の規定により、利害関係人の意見聴取を行った結果は、下記のとおりです。

記

氏名	住所	意見内容

利害関係人からの
意見が無い場合

令和 年 月 日

各農地管理事務所長 様

理事長 ○ ○ ○ ○

利害関係人の意見について（提出）

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）
第18条第3項の規定により、利害関係人の意見聴取を行った結果は、下記のとおりです。

記

利害関係人からの意見：無し

特定農作業受委託契約書

200 円
収入印紙

公益社団法人ひょうご農林機構（以下、「甲」という。）及び〇〇営農組合代表□□□□（以下、「乙」という。）は、この契約書の定めるところにより、特定農作業受委託契約を締結する。この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

委託者（甲）

住 所

名 称 公益社団法人ひょうご農林機構

理事長 〇〇 〇〇

受託者（乙）

住 所

名 称

代 表

印

※代表者氏名は自署または記名捺印するものとする

（委託内容）

第1条 甲は、乙に対し、次に提示する農地について、「委託する農作業」欄に記載した農作業（農地管理を含む）を委託し、乙はこれを受託する。

（別紙）農地一覧

No	農地の所在・地番	地目	面積 (㎡)	甲の権利 の種類	委託する農作業
1		田		使用貸借権	耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀
2		田		使用貸借権	耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀
3		畑		使用貸借権	耕起・整地、播種、収穫
計					

（定義）

第2条 乙は、前条に提示する農地において生産・収穫され、甲が乙に販売を委託した農産物についての販売名義を有し、また、販売収入の処分権を有しているものとする。

（委託料）

第3条 乙は、前条により得た販売収入を業務に必要な経費に充当するものとする。

(委託期間)

第4条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

ただし、乙が法人化し当該農用地に使用貸借による権利または賃借権を設定した場合はその前日までとする。

(農業経営の方針)

第5条 乙は、毎年、総会開催日前日までに総会資料を機構へ報告するものとする。

(農地バンク事業の活用)

第6条 乙は、法人化した場合は、受け手として当該農用地に農地バンク事業を活用して権利の設定を受けるものとする。

(疑義の解決)

第7条 甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ変更することができるものとする。

貸借契約名義等変更届

令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構理事長 様

届出者 住所
〒

氏名

電話番号

※氏名は自署又は記名押印とする

貴機構に貸し付けている農用地等について、相続・譲渡が発生したため、下記のとおり契約者の名義変更を届け出ます。

なお、現契約者名で貴機構と締結している契約内容を引き継ぎます。

記

現在の契約者名 : _____

新たな契約者名

ふりがな

氏 名

(現契約者との続柄)

住所

〒

電話番号

貸付農用地等一覧

農用地等の所在地・面積				
市町名	大字	小字	地番	面積 (㎡)

※必要に応じて欄を増やすこと

※譲渡が発生した場合は、(現契約者との続柄)に「譲受者」と記入

※譲渡が発生した場合は、現契約者から引継ぎを受け、現様式第 11 号又は第 11-1 号又は第 11-3 号の写しの複写を添付すること。

貸借契約名義等変更届

令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構理事長 様

届出者 住所
〒

.....
氏名

.....
電話番号

※氏名は自署又は記名押印とする

貴機構から借り受けている農用地等について、相続が発生したため、下記のとおり契約者の名義変更を届け出ます。

記

現在の契約者名 : _____

新たな契約者名

氏名 _____ (現契約者との続柄)

住所

〒

.....
電話番号

貸付農用地等一覧

農用地等の所在地・面積				
市町名	大字	小字	地番	面積 (㎡)

※必要に応じて欄を増やすこと

貸借契約辞退届

令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構理事長 様

届出者 住所
〒

.....
氏名

.....(現在の契約者との続柄).....

.....
電話番号

※氏名は自署又は記名押印とする

貴機構から貸借契約において借り受けている農用地等について、相続が発生しましたが、今後、当該農用地等を利用する予定がないので、貸借契約の継続を辞退します。

記

現在の契約者名 : _____

機構と貸借契約をしている農用地等一覧

農用地等の所在地・面積				
市町名	大字	小字	地番	面積 (㎡)

※必要に応じて欄を増やすこと

相続発生届

令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構理事長 様

届出者 住所
〒

氏名

(現在の契約者との続柄)

電話番号

※氏名は自署又は記名押印とする

貴機構から使用貸借契約において借り受けている農用地等について、相続が発生しましたので届け出ます。

記

1 現在の契約者名 :

2 相続が発生した年月日 :

3 機構と使用貸借契約をしている農用地等一覧

農用地等の所在地・面積				
市町名	大字	小字	地番	面積 (㎡)

※必要に応じて欄を増やすこと

4 当該農用地等の今後の利用意向 (いずれかの番号に○を記入してください)

- 1 引き続き利用を希望します。
- 2 利用を希望しません。

※使用貸借契約の場合、相続が発生した時点で、機構との貸借契約は効力を失いますので、引き続き当該農地で営農を希望する場合は、機構と手続きが必要となります。

管理番号	
------	--

土地附属物に関する確認書

賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地に係る附属物（土地を付合した物を含む。以下同じ）の内容及び原状回復の範囲については、下記のとおりである。

記

1 附属物設置土地（既設を含む。）

土地番号	土地の所在地	面積	貸借期間	備考
			年 月 日 ～ 年 月 日	
			年 月 日 ～ 年 月 日	
			年 月 日 ～ 年 月 日	

2 附属物の内容及び原状回復（既設・新設）

土地番号	附属物 (既設・新設) (台数、規模等)	設置 時期	借受時				返還時				
			破損 等の 有無		具体的な 状況	写真 番号	修繕		交換 改植		具体的な 状況
			有	無			要	不	要	不	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

3 その他の取り決め

附属物	内 容	備 考

農地借受者△△、農地所有者◇◇及び連帯保証人〇〇は、本確認書に基づき、下記のとおり相互に確認しました。

記

- 1 土地に係る附属物の状況は、本確認書記載のとおりです。
- 2 本確認書に記載されている附属物の原状回復の範囲及びその内容は、本確認書記載のとおりであり、その原状回復義務は、農地借受者△△が農地所有者◇◇に対して直接負うものとしします。
- 3 ひょうご農林機構は、本確認書記載の全ての附属物につき、農地所有者◇◇に対し、原状回復義務を負いません。
- 4 連帯保証人〇〇は、農地借受者△△が本確認書に基づき農地所有者◇◇に対して負う債務について、極度額□□円の範囲内において△△と連携して履行の責を負います。

		年 月 日
農地所有者（自署）	住 所 氏名又は法人名 (代表者名)	Ⓜ
	連 絡 先	

		年 月 日
農地借受者（自署）	住 所 氏名又は法人名 (代表者名)	Ⓜ
	連 絡 先	

		年 月 日
連帯保証人（自署）	住 所 氏名又は法人名 (代表者名)	Ⓜ
	連 絡 先	

※連帯保証人は印鑑証明書（発行後3か月以内）を添付すること。

写真台紙

撮影日： 年 月 日

写真番号

写真番号

写真番号

重 要

確認書の作成・提出に当たっては、次の内容をご理解の上、ご対応願います。

確認書に関して

- 1 原本3通を作成の上、農地所有者、農地借受者及び連帯保証人が原本を各自で保管すること。また、農地借受者は公益社団法人ひょうご農林機構（以下「機構」という。）及び当該農地の所在する自治体（以下「地元自治体」という。）に対し、写しを提出すること。
- 2 本確認書の枚数が2枚以上にわたる場合、それぞれの者が全てのページの継ぎ目に等分に掛かる契印を押すこと。
- 3 本確認書を提出後、確認書の内容に変更及び修正等が生じる場合には、農地借受者は農地所有者と協議を行った上でその結果を連帯保証人及び機構、地元自治体に対し、報告すること。
- 4 既設の附属物については、農地所有者及び農地借受者の双方の視点で、附属物ごとに「箇所」を確認し、借受時の状態及び消耗の状況を写真等に撮影して添付すること。
- 5 写真台紙については、用紙サイズの種類は問いません。

連帯保証人に関して

- 1 連帯保証人については、以下の(1)から(4)のうちから、選定すること。
(1) 安定した収入のある3親等以内の親族 (2) 職場の上司、同僚又は組合等農地借受者が属する団体の者
(3) 安定した収入のある友人、知人等 (4) 親会社、子会社、関連会社等の法人
- 2 連帯保証人は、原状回復の責任の極度額を定めること。なお、新設する附属物がある場合の極度額は、専門業者等から見積を徴する等の方法により記載すること。
- 3 農地借受者は、確認書作成に先立ち連帯保証人に対し以下の情報を提供するとともに、連帯保証人から情報提供を受けたことを証する書面を受領しておくこと。
(1) 農地借受者の財産及び収支の状況
(2) 農地借受者が本件以外に負担している借入金等の債務の有無並びにその額及び履行状況
(3) 本件の債務の担保として、連帯保証の委託以外に土地の保証金や抵当権設定等の担保措置がある場合には、その旨及びその内容
- 4 機構は連帯保証人から本確認書の原状回復に関する問い合わせがあった場合は、連帯保証人に対し必ず回答すること。
- 5 農地借受者は、本確認書の原状回復の責任が喪失した場合には、連帯保証人に対し通知すること。

附属物に関して

- 1 既設の附属物を使用する場合には、自然的な劣化・消耗等（経年変化）及び農地借受者の通常の使用により生ずる消耗等については農地所有者が負担することとし、農地借受者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による消耗等については農地借受者が負担すること。
- 2 機構及び地元自治体は、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地に係る附属物の原状回復に伴う紛争には関与しないこと（土地の原状回復に係る紛争に限って関与すること）。
- 3 既存の附属物については、農地借受者と農地所有者又はその他の者との間で、賃貸借、使用貸借、譲渡等の契約を結ぶ場合、機構及び地元自治体に対し、契約書等の写しを提出すること。
- 4 新設する附属物については、農地借受者が事業参加者となって農業経営に係る補助事業により設置した場合、補助事業実施主体と協議の上、撤去又は移設の検討を行うこと。
- 5 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地の契約期間中において、農地所有者及び農地借受者の間で契約期間延長又は再契約の意向が確認できた場合は、土地及び土地に係る附属物について、返還時における原状回復の履行を新たに設定される契約期間の終了日まで延長できること。
- 6 新設する附属物については、設置者が取去義務を負うこと。ただし、農地所有者が取去しないことに同意している場合は、設置者は取去義務を負わないこと。また、取去義務を負わない場合の費用請求は、設置者が直接農地所有者に請求すること。
- 7 残存する耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第1項別表第一又は別表「減価償却資産の耐用年数一覧」、営農計画書、青年等就農計画認定申請書等を参考にすること。

ご参考

「減価償却資産の耐用年数一覧」

1 附属物の耐用年数

種類	構造・用途	細目	耐用年数	
建物	木造のもの	倉庫用、作業場用のもの	15	
	木骨モルタル造のもの		14	
	レンガ造・石造・ブロック造のもの		34	
	鉄骨鉄筋コンクリート造のもの		38	
	金属造		骨格材の肉厚が4mm超のもの	31
			骨格材の肉厚が3mm超4mm以下のもの	24
			骨格材の肉厚が3mm以下のもの、軽量鉄骨	17
	簡易建物	木製主要柱が10cm角以下でトタンぶきなど	10	
掘立造のもの及び仮設のもの		7		
その他	ビニールハウス	主として金属造のもの（骨格部分が金属製）	10	
		その他のもの（骨格部分が木造）	5	
構築物	主としてコンクリート造、れんが造、石造またはブロック造のもの	斜降索道設備および牧さく（電気牧さくを含む）	14	
		その他のもの 頭首工、えん提、用水路、かんがい用配管、貯水そう、あぜなど	17	
	主として金属造のもの	斜降索道設備	14	
		その他のもの（農用井戸、散水用配管など）		
	主として木造のもの	斜降索道設備、牧さく（電気牧さくを含む）など	5	
	主として土管のもの	暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	10	
その他のもの	薬剤散布用およびかんがい用ビニール配管など	8		

2 生物の耐用年数

種類	細目	耐用年数	種類	細目	耐用年数
かんきつ樹	温州みかん	28	びわ樹		30
	その他	30			
りんご樹	わい化りんご	20	梅樹		25
	その他	29			
ぶどう樹	温室ぶどう	12	かき樹		36
	その他	15			
なし樹		26	あんず樹		25
桃樹		15	すもも樹		16
桜桃樹		21	キウイフルーツ樹		22
			茶樹		34
			オリーブ樹		25

3 耐用年数を経過している場合の使用可能期間（簡便法による算出方法）

法定耐用年数の全部を経過している場合	法定耐用年数の全部を経過していない場合
法定耐用年数×20%	(法定耐用年数－経過期間) + (経過期間×20%)

※簡便法により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切捨。その年数が2年に未満の場合は2年とする。

確 約 書

第1条（目的）

（賃借人）は、下記の土地（以下「本件土地」という）について、（賃借人）が建物を所有する目的ではなく、農作物の栽培など農業目的として使用することを確約する。

その上で、（賃借人）は賃貸借期間が満了した場合において、双方合意のない契約の更新や土地所有者及び公益社団法人ひょうご農林機構に（賃借人）が本件土地上に附属させた物の買取りを請求しないことを確約する。

第2条（物件の表示）

市町名				
大字	字	地番	地目	地積㎡

第3条（賃貸借期間）

本契約の賃貸借期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第4条（使用目的の遵守）

（賃借人）は、本件土地を第1条に定めた目的以外に使用しない。

第5条（原状回復）

（賃借人）は、本契約終了時に（賃借人）が本件土地上に附属させた物を撤去した上で本件土地を原状に回復し、本件土地所有者に返還しなければならない。

本確約書の成立を証するため、（賃借人）は本書〇通を作成し、土地所有者及び公益社団法人ひょうご農林機構が各1通保有する。

令和〇年〇月〇日

（賃借人）

住所：

氏名：

（印）